



24予予第339号
平成24年6月19日

社団法人東京建設業協会
会長 近藤 晴貞 様

東京消防庁
予防部長 荒井 伸幸



厨房設備に附属する排気ダクトの排気取入口に火炎伝送防止装置として設ける
防火ダンパーの運用基準の改正の周知について（依頼）

平素より、消防行政をご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当庁では近年増加する飲食店からの火災を低減させるため、平成23年度に飲食店の
厨房設備等に係る火災予防対策等検討部会（部会長 東京理科大学工学部建築学科 倉渕隆教授）
等を設置し、火災予防対策を検討してきたところです。

本検討部会等において、厨房設備に附属する排気ダクトの排気取入口に火炎伝送防止装置と
して設ける防火ダンパーの性能等についての提言がなされたことから、当庁の運用基準を別記
のとおり平成24年7月1日より改正することとしたので、貴会会員等に対し、ご周知下さい
ますようお願い申し上げます。

問合せ先

予防課火気電気係 濑尾 矢田
電話 03-3212-2111 内線 4782 4787

別記

厨房設備に附属する排気ダクトの排気取入口に火炎伝送防止装置として設ける
防火ダンパーに係る運用基準

1 趣旨

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第3条の2第1項第3号ハに規定する火炎伝送防止装置として厨房設備に附属する排気ダクトの排気取入口に設ける防火ダンパー（以下「防火ダンパー」という。）については、調理の過程で発生する油脂等が付着、堆積した場合、これらが火炎等の温度の上昇を感知するための温度センサーの作動性能を低下させ、排気ダクトへの火炎の伝送の防止に大きく影響する場合がある。

のことから、防火ダンパーに係る運用基準を改正するものである。

2 用語の定義

防火ダンパーに係る運用基準における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 防火ダンパーとは、温度センサー、連動閉鎖装置及びこれらの取付部分を備えたもので、温度センサーと連動し自動的に閉鎖する構造を有し、排気ダクトへの火炎の伝送を防止するためのものをいう。
- (2) 温度センサーとは、温度ヒューズ等で火炎等の温度の上昇を感知するためのものをいう。

3 防火ダンパーに係る運用基準

防火ダンパーに係る運用基準については、下記によること。

(1) 材料

ア 防火ダンパーの羽根は、1.5mm以上の中厚板又は2.3mm以上の亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する特定不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料のうち、コンクリート、れんが、鉄鋼、アルミニウム、モルタル、しつくいその他これらに類する不燃性の材料。以下同じ。）を使用すること。

イ 防火ダンパーのケーシングは、1.5mm以上の鋼板（JIS G 3141によるもの。）又はこれと同等以上の強度及び耐熱性、耐食性を有する特定不燃材料を使用すること。

(2) 位置

防火ダンパーは、グリス除去装置に近接する部分の排気ダクトに堅固に取り付けること。

(3) 温度センサー等

ア 温度センサーの作動温度設定値は、概ね120℃から180℃までの範囲内のもので、周囲温度を配慮し、誤作動しない当該範囲内でできる限り低い値とすること。

イ 温度センサーのうち、温度ヒューズを使用するものにあっては、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年建設省告示第2563号）第2、2、ハ、(1)に規定する試験に合格したものが使用されていること。

ウ 温度センサーの取り換えは容易に行えること。

(4) 点検口等

天井・壁等に保守点検が行える点検口（概ね450mm×450mm）及び排気ダクトに防火ダンパーの開閉、作動状態の確認及び点検、清掃（以下「確認等」という。）に必要な検査口（容易に保守点検及び確認等ができる構造のものを除く。）が設けられていること。

(5) 構造

作動した場合、自動的に排気ファンが停止する構造とすること。ただし、当該厨房設備から歩行距離5m以内にファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨表示されている場合はこの限りでない。

(6) その他

ア 調理を目的として使用される器具に対しては、条例に防火ダンパーについての定めはないが、自主的に設置される場合には、本運用基準に準じた設置を行うこと。

イ 運用開始日（平成24年7月1日）前に既に設置されている防火ダンパーのうち、本運用基準に適合しなくなるものにあっては、改修・交換の機会を捉え、計画的な改修を行うこと。

ウ 条例第57条に規定する火気使用設備等の設置の届出時には前(3)、イの試験の結果を確認できる図書も添付すること。